

吾妻山火山防災協議会規約（改正案）

（目的）

- 第1条 福島県、福島市、猪苗代町、山形県及び米沢市は、吾妻山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うため、吾妻山火山防災協議会（以下「協議会」という。）を共同で設置する。
- 2 協議会は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する火山防災協議会とする。

（協議事項）

- 第2条 協議会における協議事項は次の各号のとおりとする。
- (1) 噴火に伴う現象とその影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関する事項
 - (2) 影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関する事項
 - (3) 噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関する事項
 - (4) 避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」に関する事項
 - (5) 法第5条第1項の規定により、県防災会議が県地域防災計画に定めなければならない事項
 - (6) 法第6条第1項の規定により、市町村防災会議が市町村地域防災計画に定めなければならない事項
 - (7) 住民、登山者、観光客等に対する情報提供に関する事項
 - (8) 火山防災意識の啓発活動に関する事項
 - (9) その他必要と認められる事項

（協議会）

- 第3条 協議会は、別表1の火山専門家及び別表2に掲げる職にある者を委員として構成する。
- 2 協議会に、委員の中から、会長1名及び副会長2名を置く。
 - 3 会長は、福島県知事をもって充てる。
 - 4 副会長は、委員の互選による。
 - 5 火山専門家である委員は、会長である福島県知事が委嘱する。
 - 6 火山専門家である委員の任期は、2年とする。
 - 7 会長が協議会を欠席するときは、副会長がその職務を代理する。この場合、会長の職務を代理する副会長の順序は、協議会において定める。

（協議会の開催）

- 第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議事進行を務める。
- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - 3 会長は、協議会における協議上、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を要請し、意見を求めることができる。

- 4 協議会の会議は、必要に応じて、安達太良山火山防災協議会及び磐梯山火山防災協議会の会議と合同で開催することができる。
- 5 別表2の委員については、協議会の会議に代理を出席させることができる。

(幹事)

- 第5条 別表2の委員を補佐する者として、福島県危機管理部災害対策課長のほか、会長が別に指名する者を幹事とする。
- 2 幹事の中から幹事長を置き、福島県危機管理部災害対策課長をもって充てる。

(コアグループ会議)

- 第6条 協議会の下に、コアグループ会議を置く。
- 2 コアグループ会議は、協議会における協議事項をあらかじめ検討する。
 - 3 コアグループ会議は、幹事長及び幹事長がその都度指名する幹事により構成する。
 - 4 コアグループ会議は、必要に応じて別表1の火山専門家の出席を要請し、意見を求めることができる。
 - 5 コアグループ会議は、幹事長が招集し、幹事長が議事進行を務める。

(火山防災対策検討ワーキンググループ)

- 第7条 協議会の下に、火山防災対策検討ワーキンググループ(以下、「WG」という。)を置く。
- 2 WGは、登山者、観光客及び住民等の安全対策に係るハード事業、ソフト事業の具体策の選定や、実施主体の調整、事業内容の検討を行う。
 - 3 WGは、幹事長が招集し、幹事長及び幹事長が指名する者により構成する。
 - 4 WGは、必要に応じて別表1の火山専門家の出席を要請し、意見を求めることができる。

(事務局)

- 第8条 事務局は、第1条第1項の市町村等の協力を得て、福島県危機管理部災害対策課が務める。

(継承)

- 第9条 協議会は、吾妻山・安達太良山・磐梯山火山防災協議会(平成26年11月7日設置)が協議を行ってきた内容を継承する。

(その他)

- 第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長又は会長の職務を代理する第1順位の副会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成28年2月17日から施行する。ただし、第1条第2項は火山災害警戒地域が指定された日(以下「指定日」という。)から施行する。

- 2 指定日の前に開催された協議会において協議した事項(第2条第1項に規定する協議事項をいう。)は、指定日をもって第1条第2項の協議会が協議した事項とみなす。
- 3 第3条第6項の規定に関わらず、最初に委嘱する火山専門家の委員の任期については、平成29年3月31日までとする。
- 4 吾妻山・安達太良山・磐梯山火山防災協議会(平成26年11月7日設置)は、この規約の施行日に解散する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年 月 日から施行する。

吾妻山火山防災協議会委員

別表 1

	区分 (法第4条第2項中 該当する号)	氏名	備考
1	火山専門家 (第7号)	東北大学大学院理学研究科 教授 三浦 哲	
2		福島大学共生システム理工学類 教授 長橋 良隆	
3		宇都宮大学名誉教授 中村 洋一	
4		茨城大学理学部 教授 藤縄 明彦	
5		磐梯山噴火記念館 館長 佐藤 公	
6		東京農工大学名誉教授 石川 芳治	

別表 2

	区分 (法第4条第2項中 該当する号)	職名	備考
1	都道府県 (第1号)	福島県知事	会長
2		山形県知事	
3	市町村 (第1号)	福島市長	副会長
4		猪苗代町長	
5		米沢市長	
6	地方気象台等 (第2号)	仙台管区気象台長	
7		福島地方気象台長	
8		山形地方気象台長	
9	地方整備局 (第3号)	東北地方整備局長	
10	陸上自衛隊 (第4号)	陸上自衛隊第44普通科連隊長	
11	警察 (第5号)	福島県警察本部長	
12		山形県警察本部長	
13	消防 (第6号)	福島市消防本部消防長	
14		会津若松地方広域市町村圏整備組合消防長	
15		喜多方地方広域市町村圏組合消防長	
16		置賜広域行政事務組合消防長	
17	その他 (第8号)	北塩原村長	
18		(公財) 福島県観光物産交流協会理事長	
19		(一社) 福島市観光コンベンション協会会長	
20		(一社) 猪苗代観光協会会長	
21		裏磐梯観光協会会長	
22		(一社) 米沢観光コンベンション協会会長	
23		(公社) 福島県バス協会会長	
24		福島県危機管理部長	副会長
25		福島県生活環境部長	
26		福島県商工労働部観光交流局長	
27		福島県土木部長	
28		国土地理院 東北地方測量部長	
29		環境省裏磐梯自然保護官事務所 自然保護官	
30		福島森林管理署長	
31	置賜森林管理署長		

安達太良山火山防災協議会規約（改正案）

（目 的）

- 第1条 福島県、福島市、郡山市、二本松市、本宮市、大玉村及び猪苗代町は、安達太良山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うため、安達太良山火山防災協議会（以下「協議会」という。）を共同で設置する。
- 2 協議会は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する火山防災協議会とする。

（協議事項）

- 第2条 協議会における協議事項は次の各号のとおりとする。
- (1) 噴火に伴う現象とその影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関する事項
 - (2) 影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関する事項
 - (3) 噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関する事項
 - (4) 避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」に関する事項
 - (5) 法第5条第1項の規定により、県防災会議が県地域防災計画に定めなければならない事項
 - (6) 法第6条第1項の規定により、市町村防災会議が市町村地域防災計画に定めなければならない事項
 - (7) 住民、登山者、観光客等に対する情報提供に関する事項
 - (8) 火山防災意識の啓発活動に関する事項
 - (9) その他必要と認められる事項

（協議会）

- 第3条 協議会は、別表1の火山専門家及び別表2に掲げる職にある者を委員として構成する。
- 2 協議会に、委員の中から、会長1名及び副会長2名を置く。
 - 3 会長は、福島県知事をもって充てる。
 - 4 副会長は、委員の互選による。
 - 5 火山専門家である委員は、会長である福島県知事が委嘱する。
 - 6 火山専門家である委員の任期は、2年とする。
 - 7 会長が協議会を欠席するときは、副会長がその職務を代理する。この場合、会長の職務を代理する副会長の順序は、協議会において定める。

（協議会の開催）

- 第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議事進行を務める。
- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - 3 会長は、協議会における協議上、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席

を要請し、意見を求めることができる。

- 4 協議会の会議は、必要に応じて、吾妻山火山防災協議会及び磐梯山火山防災協議会の会議と合同で開催することができる。
- 5 別表2の委員については、協議会の会議に代理を出席させることができる。

(幹事)

第5条 別表2の委員を補佐する者として、福島県危機管理部災害対策課長のほか、会長が別に指名する者を幹事とする。

- 2 幹事の中から幹事長を置き、福島県危機管理部災害対策課長をもって充てる。

(コアグループ会議)

第6条 協議会の下に、コアグループ会議を置く。

- 2 コアグループ会議は、協議会における協議事項をあらかじめ検討する。
- 3 コアグループ会議は、幹事長及び幹事長がその都度指名する幹事により構成する。
- 4 コアグループ会議は、必要に応じて別表1の火山専門家の出席を要請し、意見を求めることができる。
- 5 コアグループ会議は、幹事長が招集し、幹事長が議事進行を務める。

(火山防災対策検討ワーキンググループ)

第7条 協議会の下に、火山防災対策検討ワーキンググループ(以下、「WG」という。)を置く。

- 2 WGは、登山者、観光客及び住民等の安全対策に係るハード事業、ソフト事業の具体策の選定や、実施主体の調整、事業内容の検討を行う。
- 3 WGは、幹事長が招集し、幹事長及び幹事長が指名する者により構成する。
- 4 WGは、必要に応じて別表1の火山専門家の出席を要請し、意見を求めることができる。

(事務局)

第8条 事務局は、第1条第1項の市町村の協力を得て、福島県危機管理部災害対策課が務める。

(継承)

第9条 協議会は、吾妻山・安達太良山・磐梯山火山防災協議会(平成26年11月7日設置)が協議を行ってきた内容を継承する。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長又は会長の職務を代理する第1順位の副会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成28年2月17日から施行する。ただし、第1条第2項は火山災

害警戒地域が指定された日（以下「指定日」という。）から施行する。

- 2 指定日の前に開催された協議会において協議した事項（第2条第1項に規定する協議事項をいう。）は、指定日をもって第1条第2項の協議会が協議した事項とみなす。
- 3 第3条第6項の規定に関わらず、最初に委嘱する火山専門家の委員の任期については、平成29年3月31日までとする。
- 4 吾妻山・安達太良山・磐梯山火山防災協議会（平成26年11月7日設置）は、この規約の施行日に解散する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年 月 日から施行する。

安達太良山火山防災協議会委員

別表 1

	区分 (法第4条第2項中 該当する号)	氏名	備考
1	火山専門家 (第7号)	東北大学大学院理学研究科 教授 三浦 哲	
2		福島大学共生システム理工学類 教授 長橋 良隆	
3		宇都宮大学名誉教授 中村 洋一	
4		茨城大学理学部 教授 藤縄 明彦	
5		磐梯山噴火記念館 館長 佐藤 公	
6		東京農工大学名誉教授 石川 芳治	

別表 2

	区分 (法第4条第2項中 該当する号)	職名	備考
1	都道府県 (第1号)	福島県知事	会長
2	市町村 (第1号)	福島市長	
3		郡山市長	
4		二本松市長	副会長
5		本宮市長	
6		大玉村長	
7		猪苗代町長	
8		地方気象台等 (第2号)	仙台管区気象台長
9	福島地方気象台長		
10	地方整備局 (第3号)	東北地方整備局長	
11	陸上自衛隊 (第4号)	陸上自衛隊第44普通科連隊長	
12	警察 (第5号)	福島県警察本部長	
13	消防 (第6号)	福島市消防本部消防長	
14		安達地方広域行政組合消防長	
15		郡山地方広域消防組合消防本部消防長	
16		会津若松地方広域市町村圏整備組合消防長	
17	その他 (第8号)	(公財) 福島県観光物産交流協会理事長	
18		(一社) 福島市観光コンベンション協会会長	
19		(一社) 郡山市観光協会会長	名称変更
20		二本松市観光連盟会長	
21		岳温泉観光協会会長	
22		塩沢温泉観光協会会長	
23		本宮市観光物産協会会長	
24		大玉村観光協会会長	
25		(一社) 猪苗代観光協会会長	
26		(公社) 福島県バス協会会長	
27		福島県危機管理部長	副会長
28		福島県生活環境部長	
29		福島県商工労働部観光交流局長	
30		福島県土木部長	
31		国土地理院 東北地方測量部長	
32		環境省裏磐梯自然保護官事務所 自然保護官	
33	福島森林管理署長		

磐梯山火山防災協議会規約（改正案）

（目 的）

- 第1条 福島県、会津若松市、喜多方市、北塩原村、磐梯町、猪苗代町及び湯川村は、磐梯山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うため、磐梯山火山防災協議会（以下「協議会」という。）を共同で設置する。
- 2 協議会は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する火山防災協議会とする。

（協議事項）

- 第2条 協議会における協議事項は次の各号のとおりとする。
- （1）噴火に伴う現象とその影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関する事項
 - （2）影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関する事項
 - （3）噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関する事項
 - （4）避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」に関する事項
 - （5）法第5条第1項の規定により、県防災会議が県地域防災計画に定めなければならない事項
 - （6）法第6条第1項の規定により、市町村防災会議が市町村地域防災計画に定めなければならない事項
 - （7）住民、登山者、観光客等に対する情報提供に関する事項
 - （8）火山防災意識の啓発活動に関する事項
 - （9）その他必要と認められる事項

（協議会）

- 第3条 協議会は、別表1の火山専門家及び別表2に掲げる職にある者を委員として構成する。
- 2 協議会に、委員の中から、会長1名及び副会長2名を置く。
 - 3 会長は、福島県知事をもって充てる。
 - 4 副会長は、委員の互選による。
 - 5 火山専門家である委員は、会長である福島県知事が委嘱する。
 - 6 火山専門家である委員の任期は、2年とする。
 - 7 会長が協議会を欠席するときは、副会長がその職務を代理する。この場合、会長の職務を代理する副会長の順序は、協議会において定める。

（協議会の開催）

- 第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議事進行を務める。
- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - 3 会長は、協議会における協議上、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席

を要請し、意見を求めることができる。

- 4 協議会の会議は、必要に応じて、吾妻山火山防災協議会及び安達太良山火山防災協議会の会議と合同で開催することができる。
- 5 別表2の委員については、協議会の会議に代理を出席させることができる。

(幹事)

第5条 別表2の委員を補佐する者として、福島県危機管理部災害対策課長のほか、会長が別に指名する者を幹事とする。

- 2 幹事の中から幹事長を置き、福島県危機管理部災害対策課長をもって充てる。

(コアグループ会議)

第6条 協議会の下に、コアグループ会議を置く。

- 2 コアグループ会議は、協議会における協議事項をあらかじめ検討する。
- 3 コアグループ会議は、幹事長及び幹事長がその都度指名する幹事により構成する。
- 4 コアグループ会議は、必要に応じて別表1の火山専門家の出席を要請し、意見を求めることができる。
- 5 コアグループ会議は、幹事長が招集し、幹事長が議事進行を務める。

(火山防災対策検討ワーキンググループ)

第7条 協議会の下に、火山防災対策検討ワーキンググループ(以下、「WG」という。)を置く。

- 2 WGは、登山者、観光客及び住民等の安全対策に係るハード事業、ソフト事業の具体策の選定や、実施主体の調整、事業内容の検討を行う。
- 3 WGは、幹事長が招集し、幹事長及び幹事長が指名する者により構成する。
- 4 WGは、必要に応じて別表1の火山専門家の出席を要請し、意見を求めることができる。

(事務局)

第8条 事務局は、第1条第1項の市町村の協力を得て、福島県危機管理部災害対策課が務める。

(継承)

第9条 協議会は、吾妻山・安達太良山・磐梯山火山防災協議会(平成26年11月7日設置)が協議を行ってきた内容を継承する。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長又は会長の職務を代理する第1順位の副会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成28年2月17日から施行する。ただし、第1条第2項は火山災

害警戒地域が指定された日（以下「指定日」という。）から施行する。

- 2 指定日の前に開催された協議会において協議した事項（第2条第1項に規定する協議事項をいう。）は、指定日をもって第1条第2項の協議会が協議した事項とみなす。
- 3 第3条第6項の規定に関わらず、最初に委嘱する火山専門家の委員の任期については、平成29年3月31日までとする。
- 4 吾妻山・安達太良山・磐梯山火山防災協議会（平成26年11月7日設置）は、この規約の施行日に解散する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年 月 日から施行する。

磐梯山火山防災協議会委員

別表 1

	区分 (法第4条第2項中 該当する号)	氏名	備考
1	火山専門家 (第7号)	東北大学大学院理学研究科 教授 三浦 哲	
2		福島大学共生システム理工学類 教授 長橋 良隆	
3		宇都宮大学名誉教授 中村 洋一	
4		茨城大学理学部 教授 藤縄 明彦	
5		磐梯山噴火記念館 館長 佐藤 公	
6		東京農工大学名誉教授 石川 芳治	

別表 2

	区分 (法第4条第2項中 該当する号)	職名	備考
1	都道府県 (第1号)	福島県知事	会長
2	市町村 (第1号)	会津若松市長	
3		喜多方市長	
4		北塩原村長	
5		磐梯町長	
6		猪苗代町長	副会長
7		湯川村長	
8		地方気象台等 (第2号)	仙台管区気象台長
9	福島地方気象台長		
10	地方整備局 (第3号)	北陸地方整備局長	
11	陸上自衛隊 (第4号)	陸上自衛隊第6特科連隊長	
12	警察 (第5号)	福島県警察本部長	
13	消防 (第6号)	郡山地方広域消防組合消防本部消防長	
14		会津若松地方広域市町村圏整備組合消防長	
15		喜多方地方広域市町村圏組合消防長	
16	その他 (第8号)	郡山市長	
17		裏磐梯観光協会会長	
18		(一社) 猪苗代観光協会会長	
19		(公社) 福島県バス協会会長	
20		福島県危機管理部長	副会長
21		福島県生活環境部長	
22		福島県商工労働部観光交流局長	
23		福島県土木部長	
24		国土地理院 東北地方測量部長	
25		環境省裏磐梯自然保護官事務所 自然保護官	
26		会津森林管理署長	